

京都市森林法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年10月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 33 号

京都市森林法施行細則の一部を改正する規則

京都市森林法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条の11の8第1項」の右に「又は第2項」を加える。

第6条を次のように改める。

(身分証明書)

第6条 法第188条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、第5号様式とする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「第10条の11の8第1項」を 第10条の

11の8 第1項
第2項
に改め、同様式に注として次のように加える。
」

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第2号様式注以外の部分及び第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第6条関係)

1 職員用

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って、測量、実地調査若しくは標識建設又はこれらの行為の支障となる立木竹の伐採を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長 印	

2 委任した者用

		第	号	
身 分 証 明 書				
住 所		写 真		
氏 名				
		年	月	日生
上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って、 測量又は実地調査を行う者であることを証明します。				
有効期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
	年	月	日	
京都市長			印	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)